

漁業経営安定対策基金の基本的事項

全国漁業共済組合連合会

基金名称	漁業経営安定対策基金				
基金事業の概要	漁業共済・積立ぶらすの仕組みを活用し、資源管理の取組を行う漁業者を対象として、漁業者が拠出した積立金と国費による資金を全国漁業共済組合連合会に造成して、漁業者の収入額が減少した場合に減収補填を行う（基準収入の原則8割から9割までを積立ぶらすで補填）とともに、漁業者が支払う漁業共済掛金への補助を行う。				
基金事業を終了する時期	漁業は、気象・海況の変化等の事象や漁業資源の変動等による影響を受けやすく、我が国の漁業経営は不安定な状況となりやすい。本事業は、漁業者の減収等を補填し経営の安定化を図ることにより、水産物の安定供給と水産業の健全な発展を実現することとしており、継続的に実施していく必要があることから、終了予定時期を設定していない。				
定期的な見直し時期	上記の理由により、定期的な見直しの時期は設定していない。				
基金造成額 (国費相当額) (単位:円)			基金造成年月日		
			令和3年2月19日		
	収入の部	補助金	42,489,279,000	(うち国費相当額)	42,489,279,000
基金事業の目標	漁業経営の安定の確保				